

品確法における品質と技術に関する一考察

日本大学生産工学研究科博士前期課程 学 鈴木 孝 俊
日本大学生産工学研究科博士前期課程 学 ○寺 門 直 之
日本大学生産工学部土木工学科 F 高 崎 英 邦

1. はじめに

現在、公共工事の入札方式として総合評価方式が導入され、改善を加えながら本格的に運用されているが、その方式は複雑・多様化する傾向にある。本報告は、総合評価方式の背景となっている「公共工事の品質確保の促進に関する法律（以下、品確法）」を再読し、本法律が要求する品質および品質確保の概念、技術や技術評価の役割等について再確認することを目的とする。

2. 品確法の理解

(1) 品確法の概要

品確法は全 15 条からなり、その要点を抜粋して表-1 に示す。

第 1 条から、品質確保の目的は、国民の福祉の向上

表-1 品確法の概要

(目的) 第1条 品質確保の促進を図り、 ① 国民の福祉の向上、 ② 国民経済の健全な発展、 に寄与する。
(基本理念) 第3条 品質は、 ① 発注者及び受注者がそれぞれの役割を果たすこと、 ② 経済性に配慮しつつ価格以外の多様な要素をも考慮し、価格及び品質が総合的に優れた内容の契約がなされること、 ③ より適切な技術又は工夫、 により確保されなければならない。 品質確保に当っては、 ④ 入札・契約、契約内容の透明性並びに公正性が確保、 ⑤ 民間事業者の能力(積極的な技術提案及び創意工夫)が活用されるよう配慮、 ⑥ 公正な契約と誠実な履行、 ⑦ 調査及び設計の品質が確保、 されなければならない。
(競争参加者の技術的能力の審査) 第11条 発注者は、競争参加者の工事経験、施工状況評価、配置予定技術者の経験・技術的能力を審査しなければならない。
(競争参加者の技術提案) 第12条 発注者は、必要な場合、競争参加者から技術提案を求めるよう努めなければならない。発注者は、技術提案を適切に審査し、評価しなければならない。

および国民経済の健全な発展であって、建設産業界内あるいは発注者・受注者間の問題としてではなく、品質確保は国民的視点から捉えるべきものとしている。

本法律の適用範囲であるが、(定義) 第 2 条 2 項に、「公共工事とは、国、特殊法人等又は地方公共団体が発注する建設工事をいう。」と規定されている。ここで“建設工事”をどう解釈するかであるが、総合評価方式適用実績から、調査・計画、設計、施工、維持管理までを含むと考えているようである。

第 3 条基本理念 1、2、3 項では品質確保の方法を、また同条 4、5、6、7 項では、品質確保するに際しての前提条件を規定している。これらは品質確保の必要条件、すなわちこれらを充足することを要求していると解釈できる。

第 11 条では、発注者に競争参加者の技術的能力を測り審査する義務を負わせている。ここで注目されるのは、競争参加者は、企業すなわち組織としてだけでなく、配置予定技術者すなわち個人の技術的能力も審査の対象としていることである。

第 12 条では、発注者に、競争参加者から技術提案を募り適切に評価することをできるかぎり実施することを求めている。

(2) 品質と品質確保の概念

品確法においては、“品質”に関しては定義を含め特に規定していない。しかし品質確保のためには品質の理解が不可欠と考えられるのでここで理解しておきたい。

“品質”の定義については各所で提案されている。いずれも、細かい点は別として基本的には同じ概念に基づいていると思われる。ただしこれらの多くは“物やサービスに関する品質”であり、“公共工事の品質”との差異が問題となる。物やサービスを提供する他産業であれ、建設産業も生産物の最終利用者、ユーザーは消費者・住民・国民で基本的には共通である。した

キーワード：品確法、品質、品質確保、技術、技術評価

連絡先：〒275-0575 千葉県習志野市泉町 1-2-1 Tel/Fax：047-474-2426

がってここでは、建設産業も経済社会の構成要素であることを考慮し、建設産業界の特殊意識を除いて考えてみたい。すなわち、生産の過程・方法・手段には相違性はあるが、品確法(目的第1条)にもあるように、国民を顧客とした顧客満足観の観点に立脚すべきものと考えられる。したがって、公共工事の品質の定義としては表-2に示すように、JIS Z8101、JIS Q9000(ISO9000)を基本として本報告では考えておく。

表-2 品質の定義

JIS Z8101	品物またはサービスが、使用目的を満たしているかどうかを決定するための評価の対象となる固有の性質・性能の全体。
JIS Q9000(ISO9000)	本来備わっている特性の集まりが、要求事項を満たす程度。

公共工事の品質とは具体的には何であろうか。公共工事は、単に価格だけではなく社会的価値を持つものとして考えられている。公共工事の品質の定義からして、この社会的価値は、顧客満足すなわち国民・住民の公共工事に対する要求品質ないし社会からの要求事項と同等と考えられる。この要求事項には高崎等の研究があり、安心・安全、環境保全、住民ニーズ、透明性・公平性などが最上位概念として上げられている。

公共工事ごとに要求品質を抽出し、これらの要求品質を物理的にあるいは定量的に測定可能な品質特性を選択する。場合によっては物理量的あるいは工学的に捉え易い代用特性に置き換えられる。品質特性ないし代用特性の全部あるいは一部は設計図書(設計図、共通・特記仕様書など)で指定され、同時に与えられる品質目標や品質規格をめざして、受注者は設計・施工過程で技術を投入しつつ品質管理ないし施工管理して所要の品質の構造物を建設する。この品質確保の過程を、受・発注者が果たすべき機能ないし役割りとして規定したものが品確法第3、11、12条と考えられる。

(3) 品確法における技術・技術評価の位置付け

表-1から分かるように、品確法において要請されている“技術”の位置付けは次の二つに大別できる。

- ① 当該工事の品質は、適切な技術または工夫により確保されなければならない。その技術等は競争参加者から募り審査すること。(第3条3、5項、第12条)
- ② 競争参加者は当該工事を遂行するために技術的能力を保有しておかねばならない。発注者は、競争参加者および配置予定技術者の経験・技術的能力を審査しなければならない。(第11条)

前者は、品質確保の必要条件として、当該工事に直接必要となる技術または工夫を上げている。ここで問題となるのは、“品質ないし品質確保”と“技術”の論理的関係性である。生産工学の原理である「品質は技術を背景とした工程で造りこむ」と考えて良いかの検討が必要であろう。この論理性により、品質確保のための必要技術とその評価法が当然のことながら異なってくる。

一方後者は、当該工事を履行できるか競争参加者および配置予定技術者の保有する技術的能力を測ろうとしている。すなわち企業や技術者の過去・現在の経験や技術的能力から、間接的ながら当該工事遂行に際しての品質確保能力を評価しておこうとするものである。

(4) 価格以外の多様な要素

分かり難いのに、品確法第3条2項の“経済性に配慮しつつ価格以外の多様な要素をも考慮し、価格及び品質が総合的に優れた内容の契約がなされること”がある。価格以外の多様な要素とは、文脈からは非価格競争といわれるものが想像される。当然のことながらこの非価格競争は、後文から“品質”に繋がるもので、いわば価格・品質競争を意識していると想定できる。

一般に非価格競争として、①QBS(資質評価)、②商品のブランド化、③デザイン(意匠権)、④パッケージ、⑤品質、⑥機能、⑦アフターサービス、⑧広告・宣伝、⑨販売条件、⑨環境・生態系保全、⑩特化戦略などがあり、この内品質に繋がるものとしては①③⑥などが上げられる。本項の解釈は評価項目の設定に関係することから、今後も十分に慎重な検討が必要である。

3. おわりに

以上述べたように、公共工事を対象とした品確法は、従来の価格競争から価格・品質競争への転換を意図したもので画期的な法律といえよう。ただし品確法には、定義として意味として不鮮明な条項も存在するのは前述したとおりであり、これらの解釈の方向性を本研究では仮説として提示した。これらの解釈は、たとえば総合評価方式における評価項目の選定にも関わることから十分な議論が必要である。

参考文献

- 1) たとえば、高崎、他：建設業に対応したプロジェクトマネジメント体系の研究、土木学会論文集 No.721/VI-57、PP.153~165、2002.12